

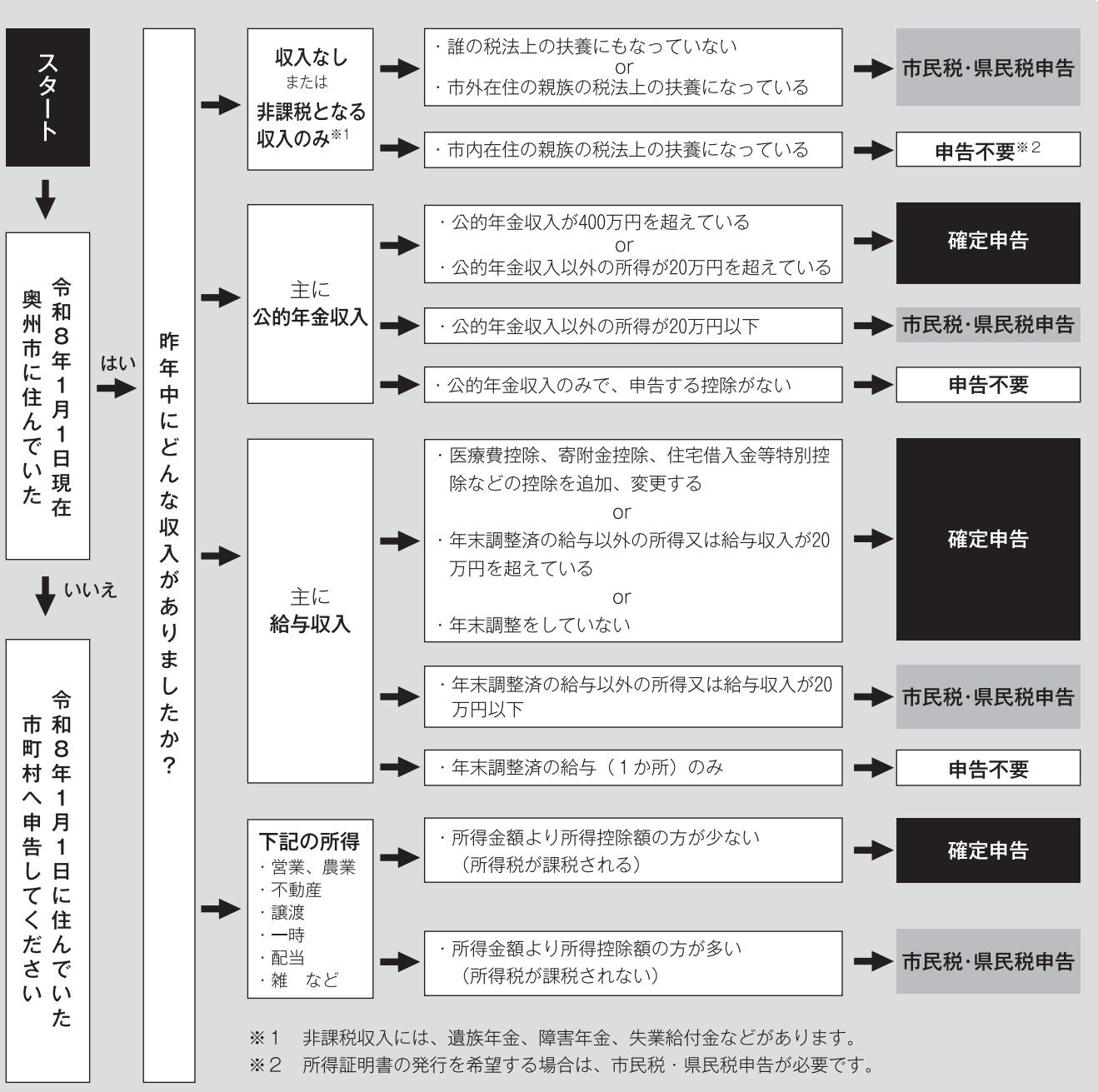
「eLTAX」または郵送による申告にご協力ください。

申告相談会場は混雑が予想されます。市民税・県民税(国民健康保険税)申告書は電子申告「eLTAX」または郵送、確定申告書は電子申告「e-Tax」または仙台国税局業務センター盛岡分室へ郵送による提出が大変便利です。

申告が必要かどうか確認しましょう

確定申告をする場合は、市民税・県民税申告は必要ありません。

このフローチャートは、一般的な例を示しています。ご不明な点はお問い合わせください。



確定申告は、e-Tax を利用するか、仙台国税局業務センター盛岡分室へ申告書を郵送してください。



必要な申告をしないと、所得証明書の発行や国民年金の免除申請、高額療養費の支給要件、国民健康保険税額、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料などの算定や判定に影響します。

必ず申告期限の3月16日（月）までに申告しましょう。

手続きの内容を確認しましょう

□確定申告が必要な人

※確定申告する場合は、市民税・県民税申告は必要ありません。

次のいずれかの方法で申告してください。

1 e-Tax または郵送で申告

自宅からe-Taxで24時間申告することができ、スマホ（又はパソコン）からも作成可能です。

《申告書や添付書類等を郵送する場合の送付先》

〒020-0866 盛岡市本宮2丁目1-3 仙台国税局業務センター盛岡分室



▲国税庁
ホームページ

2 確定申告相談会場で申告

【期間】2月16日（月）～3月16日（月）※土日祝日を除く

【開設時間】9時～17時

【会場】水沢税務署



◆水沢税務署からのお知らせ

申告書作成会場での相談を希望される方は、LINEによるオンライン事前予約をお願いします。

当日の相談枠に限りがありますので、オンライン事前予約を是非ご利用ください。

申告書相談会場では、スマホとマイナンバーカードを使用し、ご自身で申告書を作成、e-Taxにより送信（提出）していただきますので、スマホ及びマイナンバーカード、マイナンバーカードの設定した暗証番号（利用者証明用電子証明書（数字4ケタ）、署名用電子証明書（英数字6～16文字））の両方をご持参ください。

なお、マイナンバーカードの電子証明書が無効化されていないかを事前にご確認ください。

▲国税庁 LINE 公式

また、設定した暗証番号がわからない場合及び電子証明書の有効期限が過ぎた場合、

アカウント友だち追加

e-Tax手続等ご利用いただけませんので、お早めに更新手続きをお願いします。

～確定申告に関するお問合せ先～

水沢税務署（☎0197-24-5111・音声案内）又は電話相談センター（☎0570-00-5901・音声案内）

※ご利用になれない方は水沢税務署「24-5111」にかけていただき、音声ガイダンスに従い「1」を選択してください。

※水沢税務署での確定申告書作成会場は2月16日～3月16日まで開設しますが、還付申告の場合は2月14日以前でも確定申告書を提出することができます。

詳しくは水沢税務署（〒023-0856・水沢西上野町3-5）へお問い合わせください。

□市民税・県民税申告が必要な人

1 収入のない人

次のいずれかに該当する場合は申告書の住所・氏名等必要事項を記入のうえ、注の欄にある「収入なし」を○で囲み、理由を記入して申告書の作成は終了です。

(1) 昨年中収入のない人

(2) 昨年中の収入が、雇用保険、遺族年金、障害年金などの非課税収入のみの人

2 収入のある人

昨年中に何らかの収入のある人は、4ページ以降の記載例や「所得・控除の計算方法について」を参考に所得と控除を計算し、申告書に記入してください。

3 その他注意事項

※ふるさと納税のワンストップ特例制度を適用している人が、確定申告、市民税・県民税申告をするとワンストップ特例が無効となります。この場合は、改めて寄附金控除を追加しての申告が必要になりますので、ご注意ください。

※令和5年分より、特定配当等及び特定株式譲渡所得に係る所得を確定申告した人がそれらの全部または一部のみ申告不要制度を選択することはできなくなりました。また、所得税と異なる課税方式を選択することもできなくなりました。

作成した市民税・県民税申告書を期限内に提出しましょう

◆次のいずれかの方法で申告してください。

1 「e LTAX」で申告

自宅から e LTAX で 24 時間申告することができ、スマホまたはパソコンからも作成可能です。

※詳しくは 13 ページの「市民税・県民税を電子で申告してみましょう」をご覧ください。

2 市民税・県民税申告書を郵送して申告

下記を確認し申告書や必要書類を同封のうえ、3月16日（月）まで（必着）に郵送してください。

郵送先：〒023-8501 奥州市水沢大手町一丁目1番地
奥州市財務部税務課市民税係

※受付印を押印した申告書の控えをご希望の場合は、110 円切手を貼り付けた返信用の封筒を同封してください。

【郵送前の確認事項】※郵送で提出された書類は返却できません。

- ①申告書に住所や氏名等の必要事項が記入されているか確認する。
- ②給与や公的年金の収入がある場合は、源泉徴収票のコピーを別紙の添付書類台紙へ貼り付けのうえ同封したか確認する。
- ③営業、農業、不動産、その他の所得がある場合は申告書の収支記載欄に、必要事項が全て記載されているか確認する。
- ④所得控除に関する証明書等の原本（生命保険料控除証明書や医療費控除の明細書等）やコピー（社会保険料の領収書や障害者手帳等）を別紙の添付書類台紙へ貼り付けのうえ同封したか確認する。

※所得の合計金額が、所得税の所得控除の合計額を超える場合は、確定申告が必要となる可能性があるので、郵送する前に再度確認してください。

※ 郵送での提出にご協力ください。

昨年も多くの方に郵送での申告にご協力をいただき感謝いたします。本年も引き続きご協力をお願いします。また、対面での申告を希望し会場へ来場する場合は、自分がどの区分で申告となるか確認のうえ、14~15 ページの日程表のとおり地区指定日に来場するようお願いします。持ち物については、16 ページをご確認ください。

なお、事前に収支内訳書や農業所得整理表、医療費控除の明細書（税務課、総合支所にて配布）を作成のうえ来場してください。事前に作成していない場合は受付できません（会場内の集計コーナーは席数に限りがあり混雑状況等によっては使用できない場合があります）。

◆個人番号（マイナンバー）の確認と本人確認

市民税・県民税申告を行う際は、個人番号（マイナンバー）と本人確認が必要です。

郵送で申告する場合は、次の(1)・(2)のコピーを別紙の添付書類台紙へ貼り付けのうえ同封してください。会場に来る場合は原本を持参してください。

- (1)マイナンバーカード、または個人番号が記載された住民票
- (2)本人確認書類（免許証等の顔写真のあるものは 1 点、保険証等の顔写真のないものは 2 点必要）
 - ・本人確認書類については、マイナンバーカードの場合は必要なし。個人番号が記載された住民票の場合は必要となります。

※「個人番号通知カード（緑色のもの）」については、現在記載された氏名・住所に異動がない場合のみ使用できます。

～市・県民税に関するお問合せ先～

奥州市財務部税務課市民税係 0197-24-2111 (1334・1335・1339)

なお、申告相談期間中は、各会場での相談業務を優先して行います。

お問い合わせは申告相談期間前にお願いします。

ホームページ (<https://www.city.oshu.iwate.jp/soshiki/3/1010/4/9812.html>) に

申告に関する情報を掲載しておりますので、そちらもご覧ください。



▲市ホームページ
のQRコード

記載例(表)

令和8年度
【令和7年分】

市民税・県民税(国民健康保険税)申告書

(表)

分離課税に係る所得等のある方は、
市民税・県民税

年月日提出	行政区一世帯番号	
	世帯主	

収入が全くないか非課税収入(障害者年金や雇用保険等)のみの場合は、「収入なし」を○で囲み、①~③の理由を選択

1月1日現在の住所	奥州市	
現住所	奥州市	
フリガナ	オウショウ タロウ	生年月日
氏名	奥州 太郎	大正 昭和 平成 合和
個人番号(マイナンバー)		37年1月1日
1 2 3 4 5 6 7 8 9 9 9 9	農業	0197-24-2111
宛	受直・本・支・郵・署	L / M / 国保

現住所の記載、署名を必ずすること

注 令和7年中に、入がなかった方は、「収入なし」を○で囲み理由を記載し、署名のうえ提出してください。

- 収入なし →
- ① 親族等からの扶養を受けていた。(氏名 _____ 続柄 _____)
 - ② 無職、休職中、学生、家事専業であった。(_____年____月から)
 - ③ 非課税収入のみであった。(生活保護・障害年金・遺族年金・その他_____)

1 所得金額 ※計算は手引きを参照してください。

科 目	業種	小売業	屋号	○○商店	事業所所在地	奥州市水沢大手町一丁目一番地		科 目	金額(円)	科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
						金額(円)	科 目						
収入	売上(収入)金額	A	1,256,987	給料賃金	キ		水道光熱費	ソ		又			
家事消費	金額	イ	50,146	外注工賃	ク		旅費交通費	タ		経			
入	ウ	A	1,307,133	減価償却費	ケ		通信費	チ	35,240	旅			
販	エ	879,890	貸倒り金	コ			広告宣伝費	ツ	54,687	通			
利	オ		地代家賃	サ			接待交際費	テ		信			
子	力		利子割引料	シ			損害保険料	ト	6,475	費			
税			租税公課	ス	8,000		修繕費	ナ	24,000	接			
公			荷造運賃	セ			消耗品等	二	7,874	交			
費										際			
										費			
										計			
										(キ~ハ)	B		
										●	専従者控除	C	
										所得金額	(A-B-C)	①	290,967

営業・農業・不動産所得について、収入と経費をそれぞれ科目ごとに集計し、所得金額を記載
(6ページ参照)

売却による農業所得の課税の特例を受ける)金額
※免税の際は販売証明の添付が必要です

種	米	農園名	科 目	金額(円)
	金額(円)	科 目	金額(円)	
A	1,546,871	雇人費	力	200,000
	64,520	小作料賃借料	キ	65,487
W	526,464	減価償却費	ク	
E		貸倒り金	ケ	
O		利子割引料	コ	8,000
A	2,137,855	租税公課	サ	65,487
		種苗費	シ	
		免 稅 収 入 (円) i		
		免 税 経 費 (円) ii		
		免 税 所 得 (i - ii) iii		

不動産

科 目	金額(円)	科 目	金額(円)	科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
家賃・地代収入		減価償却費		損害保険料		経費計	B 21,016
小作料収入	120,000	地代家賃		修繕費		● 専従者控除	C
収入計	A 120,000	借入金利子		土地改良区費	15,469	所得金額	(A-B-C) ③ 98,984

●事業専従者に関する事項

姓 名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数	専従者控除額(円)
姓 名					

利子 収入金額 = 所得金額

種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	国外株式等に係る外国所得税額	A 収入金額(円)	B 必要経費(円)	所得金額
配当						(A-B)

給与

勤務先名(支払者)	○○株式会社	源泉徴収票がある場合は、源泉徴収票の収入金額と勤務先を記載			記入してください。
勤務先所在地	奥州市江刺大通11-8	源泉徴収票がない場合は、1~12月の月ごとの金額を記載し集計すること			所得金額(収入金額より計算)
勤務先電話番号	0197-35-2111				⑥ 2,233,600
給与・年金等に係る所得以外(申告年度の4月1日において65歳未満の人は給与所得以外)の市県民税の納付方法を選択してください。					

雑公的年金等

年金の種類・名称			A 収入金額(円)	所得金額(収入金額より計算)	⑦	850,000
厚生労働大臣			1,500,000			
種目			A 収入金額(円)	B 必要経費(円)	所得金額(A-B)	⑧ 150,000
個人年金			600,000	450,000		
A 収入金額(円)			B 必要経費(円)	D 特別控除額(円)	所得金額(A-B-D)	計 ⑨+ [(⑩+⑪) × 1/2]
総合賃料短期					⑨	
総合賃料長期					⑩	
一時					⑪	
①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪の合計額を記入してください。					⑬	4,741,271

所得・控除の計算方法について

所得の内容

記入欄	所得の種類	所 得 の 計 算 方 法	チェック
①	営業等	販売、飲食店、製造、建設、修理、金融、サービス業、医師、作家、外交員、生花・舞踊の師匠などから生じる事業収入	<input type="checkbox"/>
②	農業	農産物（米、野菜など）の生産、果樹などの栽培、家畜・家きんの飼育、酪農品の生産などから生じる収入（補助金等も含む） ・令和7年産の米平均単価 524円（1kg当たり）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
③	不動産	家賃収入、小作料、電柱敷地料等土地や建物などの不動産や不動産上の権利などから生じる収入	<input type="checkbox"/>

◆事業所得（①営業等、②農業）、③不動産所得について

収入金額

収入金額とは、昨年1月1日から12月31日までの期間に収入が確定した金額です。例えば、販売金額の一部が未収でも、商品の引渡しが済んでいれば収入金額となります。また家事消費したものも収入として計上します。

必要経費

その事業収入を得るために直接要した費用です。ただし、家庭用に要した費用（例：水道光熱費や家賃等）は含みません。また、所得税、市・県民税は必要経費ではありません。国民健康保険税等は必要経費ではありませんが、⑭社会保険料控除に計上できます。

C専従者控除

事業（①営業等・②農業）、③不動産を行っている方は、生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族が、あなたの事業に1年を通じて6ヶ月を超えて従事している場合は、次の(1)か(2)のうち、いずれか少ない金額（事業専従者控除）を収入金額から控除することができます。この場合には、配偶者控除または、扶養控除は受けすることはできません。

(1) 配偶者は86万円、配偶者でない専従者は1人につき50万円 (2) 事業所得等の専従者控除を引く前の所得 ÷ (専従者の数+1)

記入欄	所得の種類	所 得 の 計 算 方 法	チェック
④	利子	公社債および預貯金の利子などの収入 ※通常は源泉徴収しているため申告は不要	<input type="checkbox"/> A 収入 = 所得
⑤	配当	株式や出資の配当金、剰余金の分配金などの収入	<input type="checkbox"/> 配当の分配表等を参照
⑥	給与	俸給、給料、賃金、歳費、賞与および事業専従者給与などの収入 (アルバイトなどの収入はあるが、源泉徴収票を受け取っていない人は、月別の収入を記入し雇用主の証明をもらうこと)	<input type="checkbox"/> 7ページ表1で算出
⑦	雑 (公的年金等)	国民年金、厚生年金、恩給および共済組合等から支払われる年金収入 ※ただし、遺族年金・障害年金等は非課税であるので収入金額に含めない	<input type="checkbox"/> 7ページ表2で算出
⑧	雑 (公的年金以外)	業務に係る収入 (副収入に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの、報酬、シルバー人材センター配分金、原稿料、講演料、ネットオークションの個人取引、食料品の配達など) 他の所得にあてはまらない収入 (個人年金、定期年金、暗号資産（仮想通貨）の売却益・利用益など)	<input type="checkbox"/> A 収入金額 - B 必要経費
⑨	総合譲渡 (短期)	機械器具、営業権、特許権などの資産の譲渡による収入 保有期間が5年以下の場合 短期 保有期間が5年超の場合 長期 ※以下の場合には課税対象ではない	<input type="checkbox"/> A - B - D 特別控除50万円 ※特別控除は短期と長期の合計で50万円。先に短期から引き、残った分が長期の分となる ※特別控除の額は収入一経費の額が50万円未満のときは収入一経費の額が限度
⑩	総合譲渡 (長期)	生活用動産を売却した場合（貴金属、書画、骨董等で1つが30万円を超えるものを除く）	<input type="checkbox"/>
⑪	一時	賞金、懸賞金、競馬の払戻金、生命保険一時金などの収入	<input type="checkbox"/> A - B - D 特別控除50万円 ※特別控除の額は、収入一経費の額が50万円未満のときは収入一経費の額が限度
⑫	総合譲渡と 一時の合計	総合譲渡所得、一時所得の課税対象所得の計算は一括となる	<input type="checkbox"/> ⑨ + { (⑩+⑪) × 1/2 }
分離所得 用の申告 書作成が 必要です	分離譲渡	土地、建物、株式などの資産を譲渡した場合の収入 商品先物取引による収入	<input type="checkbox"/>
	山林	山林を伐採して譲渡したり、立木のまま譲渡することによる収入	<input type="checkbox"/>
	退職	退職手当、その他の退職により一時受ける給与に係る収入	<input type="checkbox"/>
⑬	合計	課税の対象となる所得の合計	<input type="checkbox"/> ①～⑫の合計 + ⑬

表 1

給与収入があった人は下の表 1により給与所得を算出します。

給与所得の計算			
給与の収入金額 A	円		
給与所得金額（1→2の順に計算してください）			
Aの金額	1	2	
~650,999 円	0 円	公的年金等雑所得の有無により、給与所得金額が変わります。下の a～c のいずれか該当する式で給与所得金額を算出してください。	
651,000 円 ~1,899,999 円	[A] - 650,000 円	a 公的年金等雑所得がない場合 給与所得金額 = 左表で算出した金額 円	
1,900,000 円 ~3,599,999 円	[A] ÷ 4 = [B] (千円未満の端数切捨て) [B] .000 円	[B] × 2.8 - 80,000 円 円 [B] × 3.2 - 440,000 円 円	b 公的年金等雑所得もあり、左表で算出した金額との合計額が 10万円以下の場合 給与所得金額 = 左表で算出した金額 円
3,600,000 円 ~6,599,999 円	[B]	[B] × 0.9 - 1,100,000 円 円	c 公的年金等雑所得もあり、左表で算出した金額との合計額が 10万円を超える場合 [D] 左表で算出した金額と 100,000 円のいずれか少ない方の 金額 [E] 公的年金等雑所得と 100,000 円のいずれか少ない方の金 額 給与所得金額 = 左表で算出した金額 - (D + E - 100,000 円) 円
6,600,000 円 ~8,499,999 円	[A] × 0.9 - 1,100,000 円		
8,500,000 円～			
次のいずれかに該当する (1) 特別障害者 (2) 23歳未満の扶養親族を有する (3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する (4) 特別障害者である扶養親族を有する	[C] : (A - 8,500,000 円) × 0.1 と 150,000 円のいずれか少ない 方の金額 円 [A] - 1,950,000 円 - [C] 円		
(1)～(4) いずれにも該当しない	[A] - 1,950,000 円 円		

※給与収入 850 万円を超え、左記 (2)～(4) に該当する者
(配偶者控除・配偶者特別控除や扶養控除欄に記載した同一
生計配偶者や扶養親族を除く) を有する場合、申告書裏面
5 も記入してください。

表 2

公的年金等の収入があった人は下の表 2により公的年金等の雑所得を算出します。

公的年金等（雑所得）の計算				
公的年金等の収入金額 F		円		
公的年金等雑所得の金額				
年齢区分	Fの金額	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
以昭 降和 65 に36 歳 生年 れ1 た月 人2 日	~1,299,999 円	[F] - 600,000 円 円	[F] - 500,000 円 円	[F] - 400,000 円 円
	1,300,000 円 ~4,099,999 円	[F] × 0.75 - 275,000 円 円	[F] × 0.75 - 175,000 円 円	[F] × 0.75 - 75,000 円 円
	4,100,000 円 ~7,699,999 円	[F] × 0.85 - 685,000 円 円	[F] × 0.85 - 585,000 円 円	[F] × 0.85 - 485,000 円 円
	7,700,000 円 ~9,999,999 円	[F] × 0.95 - 1,455,000 円 円	[F] × 0.95 - 1,355,000 円 円	[F] × 0.95 - 1,255,000 円 円
	10,000,000 円～	[F] - 1,955,000 円 円	[F] - 1,855,000 円 円	[F] - 1,755,000 円 円
以昭 前和 65 に36 歳 生年 れ1 た月 人1 日	~3,299,999 円	[F] - 1,100,000 円 円	[F] - 1,000,000 円 円	[F] - 900,000 円 円
	3,300,000 円 ~4,099,999 円	[F] × 0.75 - 275,000 円 円	[F] × 0.75 - 175,000 円 円	[F] × 0.75 - 75,000 円 円
	4,100,000 円 ~7,699,999 円	[F] × 0.85 - 685,000 円 円	[F] × 0.85 - 585,000 円 円	[F] × 0.85 - 485,000 円 円
	7,700,000 円 ~9,999,999 円	[F] × 0.95 - 1,455,000 円 円	[F] × 0.95 - 1,355,000 円 円	[F] × 0.95 - 1,255,000 円 円
	10,000,000 円～	[F] - 1,955,000 円 円	[F] - 1,855,000 円 円	[F] - 1,755,000 円 円

控除の内容

記入欄	控除の種類	控除額の計算方法（年齢の表記がある箇所は令和7年12月31日時点で判断）	チェック						
(14)	社会保険料	<p>昨年中に支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金等の保険料の実額を控除できます。<u>なお、年金からの特別徴収(天引き)分は特別徴収された本人の控除となります。</u></p> <p>※控除にあたり、領収書または預金通帳または納付（納税）証明書が必要になります。</p> <p>領収書または納付（納税）証明書を紛失した場合、奥州市に納付した社会保険料の納付（納税）証明書は本府・各総合支所窓口にて有料で発行できます。ただし、特別徴収（天引き）された分は、源泉徴収票に記載があるので別途証明書は必要ありません。</p> <table> <tr> <td>国民健康保険税 [円]</td> </tr> <tr> <td>+ 介護保険料 [円]</td> </tr> <tr> <td>+ 後期高齢者医療保険料 [円]</td> </tr> <tr> <td>+ 国民年金保険料 [円]</td> </tr> <tr> <td>+ 本人の給与や年金からの天引き分 [円]</td> </tr> <tr> <td>+ その他保険料 [円]</td> </tr> </table> <p>= <u>控除額</u> [円]</p>	国民健康保険税 [円]	+ 介護保険料 [円]	+ 後期高齢者医療保険料 [円]	+ 国民年金保険料 [円]	+ 本人の給与や年金からの天引き分 [円]	+ その他保険料 [円]	<input type="checkbox"/>
国民健康保険税 [円]									
+ 介護保険料 [円]									
+ 後期高齢者医療保険料 [円]									
+ 国民年金保険料 [円]									
+ 本人の給与や年金からの天引き分 [円]									
+ その他保険料 [円]									
(15)	小規模企業共済等掛金	昨年中に支払った申告者自身の第一種共済掛金、確定拠出年金掛金、個人型確定拠出年金（iDeCo）掛金、心身障害者扶養共済掛金の実額を控除できます。	<input type="checkbox"/>						
(16)	生命保険料▼ ▼所得税と控除額が異なる 以降異なる控除には「▼」が記載	<p>昨年中に i ~ iii の保険料を支払った場合に控除されます。</p> <p>i 一般生命保険料：申告者が支払っている生命保険料</p> <p>ii 個人年金保険料：申告者が支払っている個人年金契約に係る保険料</p> <p>iii 介護医療保険料：申告者が支払っている介護保障又は医療保障の契約又は特約に係る保険料</p> <p>※契約結年月日で、【新制度】【旧制度】に分類されます（保険料証明書で確認）。</p>	10 ページ <u>表1</u> で算出 <u>円</u>						
(17)	地震保険料▼	昨年中に家屋、または生活用資産への地震等を原因とする火災、損壊等の損害を保険の対象としている契約に支払った保険料です。（事業経費とした地震保険料を除く）	11 ページ <u>表2</u> で算出 <u>円</u>						
(18)	寡婦▼ ひとり親▼	<p>寡婦控除：次の A または B に該当し合計所得金額が 500 万円以下の場合、控除できます。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる場合は控除できません。</p> <p>A 夫と死別した後再婚していない人や夫の生死が不明の人</p> <p>B 夫と離婚した後再婚していない人で子以外の扶養親族のある人</p> <p>ひとり親控除：次の i ~ iii に全て該当する場合、控除できます。</p> <p>i 婚姻歴や性別に関わらず、総所得金額等が 58 万円以下の生計を一にする子（他者の同一生計配偶者または扶養親族となっているものを除く）のある人</p> <p>ii 申告者の前年の合計所得金額が 500 万円以下である</p> <p>iii 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない</p>	26 万円 30 万円						
(19) (21) (22)	障害者▼	<p>申告者自身や、扶養親族（同一生計配偶者、16 歳未満の扶養親族も含む。配偶者特別控除対象者は含めない）が障害者、特別障害者や同居特別障害者の場合、障害者 1 人につき、次の控除額を差し引きます。特別障害者とは身体障害 1・2 級、知的障害 A、精神障害 1 級の人で、それ以外の等級で障害者の手帳がある人は普通障害者です。</p> <p>※手帳がない方でも要介護認定を受けている人は控除できる場合がありますが、障害者控除対象者認定書の交付を受けなければなりません。詳しくは長寿社会課へお問い合わせください。</p>	普通障害 26 万円 特別障害 30 万円 同居特別障害 53 万円						
(20)	勤労学生▼	申告者自身が勤労学生である場合に控除できます。 ※ただし、合計所得金額が 85 万円より多い人や勤労によらない所得が 10 万円より多い人は対象外。	26 万円						
(21)	配偶者▼ 配偶者特別▼	配偶者と申告者自身の合計所得金額の状況により、次ページの表のとおり配偶者控除・配偶者特別控除を受けられます。 ※申告者の合計所得が 1,000 万円を超えるときは、控除額は 0 円となりますが、配偶者の所得証明書の発行や非課税の判定等に影響しますので、配偶者控除の欄に名前等を記入してください。 ※配偶者が事業専従者の場合は配偶者控除及び配偶者特別控除の対象となりません。	<input type="checkbox"/>						

記入欄	控除の種類	控除額の計算方法（年齢の表記がある箇所は令和7年12月31日時点で判断）					チェック			
(21)	配偶者▼ 配偶者特別▼	種類	配偶者の合計所得金額	申告者の合計金額			□			
				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下				
		配偶者控除	58万円以下	70歳未満 33万円	22万円	11万円				
			70歳以上	38万円	26万円	13万円				
		配偶者特別控除	58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円				
			100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円				
			105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円				
			110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円				
			115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円				
			120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円				
			125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円				
			130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円				
(22)	扶養▼	扶養している親族の合計所得金額が58万円以下の場合、下記の表のとおり扶養控除を受けられます。								
		年少扶養親族（16歳未満）					0円			
		※扶養親族の半定期等に関する場合がありますので、16歳未満の扶養親族の欄に氏名を記入し、控除額は「0」と記入する必要があります。								
		一般扶養親族（16歳以上19歳未満）					33万円			
		特定扶養親族（19歳以上23歳未満）					45万円			
		一般扶養親族（23歳以上70歳未満）					33万円			
		老人扶養親族（70歳以上）	同居老親等以外				38万円			
		同居老親等 ※申告者または配偶者の直系尊属で同居を常としている人					45万円			
		併せて、障害者控除を受けられます。詳しくは⑯障害者控除を参照								
(23)	特定親族特別▼ ※R7年度税制改正により新設	年齢が19歳以上23歳未満の親族（配偶者及び青色事業専従者等を除く）								
		特定親族の合計所得金額（給与収入のみの場合の収入金額）			特定親族特別控除額					
		58万円超95万円以下（123万円超160万円以下）			45万円					
		95万円超100万円以下（160万円超165万円以下）			41万円					
		100万円超105万円以下（165万円超170万円以下）			31万円					
		105万円超110万円以下（170万円超175万円以下）			21万円					
		110万円超115万円以下（175万円超180万円以下）			11万円					
		115万円超120万円以下（180万円超185万円以下）			6万円					
		120万円超123万円以下（185万円超188万円以下）			3万円					
(24)	基礎▼	申告者の合計所得金額に応じて受けられる控除です。			合計所得金額	2,400万円以下	43万円			
						2,400万円超2,450万円以下	29万円			
						2,450万円超2,500万円以下	15万円			
						2,500万円超	0円			
(25)	雑損	昨年中に火災、盗難等により損害を受けた場合、次の算式により計算した金額を所得から控除できます（通常生活に必要な資産に限られ、事業用資産は含める事ができない）。	a	損害金額		円				
			b	保険金などで補てんされる金額		円				
			c	a - b		(赤字のときは0)				
			d	申告書⑬（所得金額の合計）の金額		円				
			e	d × 0.1		(小数点以下切捨)				
			f	c - e		円				
			g	cのうち災害関連支出の金額		円				
			h	g - 50,000円		円				
				雑損控除額（fとhのいずれか多い方の金額）		円				

		<p>昨年中に支払った医療費がある場合、次の算式により計算した金額を所得から控除できます。 ※別紙の医療費控除の明細書も記載してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>a 支払った医療費等の金額 円</td><td>- b 保険金等で補てんされる金額 円</td><td>- c eと10万円の少ない方の金額 円</td><td>=</td><td>医療費控除額 円</td></tr> </table> <p>(26) 医療費等</p> <table border="1"> <tr> <td>d ⑪合計所得金額 円</td><td>$\times 0.05 =$</td><td>e 合計所得の5%の金額(小数点以下切捨) 円</td></tr> </table> <p>セルフメディケーション税制については、昨年中に支払った特定の医薬品が1万2千円を超える場合は医療費控除の特例として控除になる場合があります。詳細はお問い合わせください。 ※通常の医療費控除とセルフメディケーション税制は併用不可</p>	a 支払った医療費等の金額 円	- b 保険金等で補てんされる金額 円	- c eと10万円の少ない方の金額 円	=	医療費控除額 円	d ⑪合計所得金額 円	$\times 0.05 =$	e 合計所得の5%の金額(小数点以下切捨) 円	
a 支払った医療費等の金額 円	- b 保険金等で補てんされる金額 円	- c eと10万円の少ない方の金額 円	=	医療費控除額 円							
d ⑪合計所得金額 円	$\times 0.05 =$	e 合計所得の5%の金額(小数点以下切捨) 円									
(27)	合計	所得から差し引かれる控除の合計です。	⑭～⑯の合計額 = 控除額 [円]	<input type="checkbox"/>							
▼市・県民税の控除は、所得税の控除とは額や計算が異なります。寄附金に関する事項については11ページをご覧ください。											

表 1 生命保険料の支払がある人は下の表により控除額を算出します。

(注) 控除証明書に記載されている保険料の「契約区分（新・旧）」及び「種類（一般・個人年金・介護医療）」ごとに控除額を算出します。

(注) 割戻金や配当金がある場合は、その分を差し引いた証明額（申告額）を支払額としてください。

(注) 支払額と控除額は一致しないことがあります。

(注) 給与所得の源泉徴収票に記載されている生命保険料の控除額は算出した控除額と一致しないことがあります。

(注) 年末調整後に生命保険料等の支払額を変更する場合は、源泉徴収票に記載の保険料支払額と合算した額で算出してください。

◎【新制度】平成24年1月1日以降に契約（更新も含む）した一般生命保険契約等及び個人年金保険契約等、又は介護医療保険契約等に係る控除

新制度分	新制度の保険料支払額（合計）	控除額（小数点以下切上げ）
	~12,000円	保険料支払額と同額 円
	12,001円～32,000円	保険料支払額×0.5+6,000円 円
	32,001円～56,000円	保険料支払額×0.25+14,000円 円
	56,001円～	28,000円

◎【旧制度】平成23年12月31日以前に契約した一般生命保険契約等及び個人年金保険契約等に係る控除

旧制度分	旧制度の保険料支払額（合計）	控除額（小数点以下切上げ）
	-15,000円	保険料支払額と同額 円
	15,001円～40,000円	保険料支払額×0.5+7,500円 円
	40,001円～70,000円	保険料支払額×0.25+17,500円 円
	70,001円～	35,000円

新生命保険料（一般）の控除額	円	a
新個人年金保険料の控除額	円	b
介護医療保険料の控除額	円	c

旧生命保険料（一般）の控除額	円	d
旧個人年金保険料の控除額	円	e

◎上の表で計算した種類ごとの控除額（a～eの金額）下の表に転記して、一番有利な控除額を算出します。

(注) 限度額を超えた場合は、限度額を記載してください。

控除額		
新生命保険（一般）	（限度額28,000円）	円 a
旧生命保険料（一般）	（限度額35,000円）	円 d
両方ある場合	（限度額28,000円）	円 a+d

新個人年金保険料	（限度額28,000円）	円 b
旧個人年金保険料	（限度額35,000円）	円 e
両方ある場合	（限度額28,000円）	円 b+e

介護医療保険料	（限度額28,000円）	円 c
---------	--------------	-----

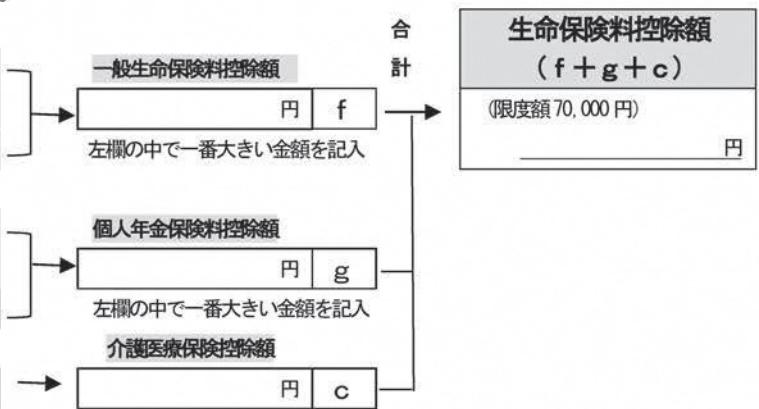


表 2 地震保険料の支払がある人は下の表により控除額を算出します。

(注) 控除証明書に記載されている保険料の「区分（地震保険料・旧長期損害保険料）」ごとに算出します。

(注) 支払額と控除額は一致しないことがあります。

(注) 給与所得の源泉徴収票に記載されている地震保険料の控除額は算出した控除額と一致しないことがあります。

※ 旧長期損害保険料とは、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した損害保険契約等のうち、保険期間や共済期間が 10 年以上でかつ満期返戻金があるもので平成 19 年 1 月 1 日以後にその損害保険契約等の変更をしていないものです。

◎地震保険料の控除額

保険料支払額（合計）	控除額（小数点以下切上げ）	a
～50,000 円	保険料支払額 × 0.5 円	
50,001 円～	25,000 円	

地震保険料控除額 a + b	(限度額 25,000 円)
	円

(注) 一つの損害保険契約等が a と b の両方に該当する場合は、いずれか控除額の大きい方を選択してください。

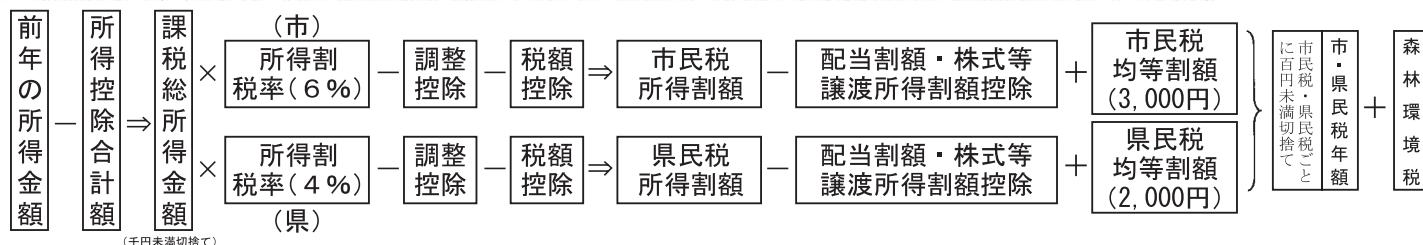
◎旧長期損害保険料の控除額

保険料支払額（合計）	控除額（小数点以下切上げ）	b
～5,000 円	保険支払額 円	
5,001 円～15,000 円	保険支払額 × 0.5 + 2,500 円 円	
15,001 円～	10,000 円	

参考

市民税・県民税の税額の計算方法と税率

市民税・県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額です。均等割額は定額で、所得割額は前年中の所得金額に応じて次の図式によって計算します。ただし、下記《非課税の範囲》に該当する方は、市民税・県民税と森林環境税が課税されません。



《市民税・県民税と森林環境税の内訳》

(1) 均等割

内訳	均等割	いわての森林づくり県民税
市民税 3,000 円	3,000 円	
県民税 2,000 円	1,000 円	1,000 円

(2) 所得割

課税総所得金額 × 税率 = 所得割額
市民税率 6%
県民税率 4%

(3) 森林環境税 1,000 円

均等割と併せて課税します。

《非課税の範囲》

次に該当する人は市・県民税と森林環境税は非課税となります。

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 未成年(婚姻歴なし)または障害者・ひとり親・寡婦控除を受けており、前年の合計所得金額が 135 万円以下である人
- 前年の合計所得金額が次の金額以下である人
 - 同一生計配偶者、扶養親族のある人の場合 28 万円 × (同一生計配偶者、扶養親族の合計数 + 1) + 26.8 万円
※扶養親族の合計数は 16 歳未満を含む
 - 同一生計配偶者、扶養親族のない人の場合 38 万円

※課税に関する詳しい内容は市ホームページ「市民税・県民税（個人住民税・個人県民税）とは」をご覧ください。

寄附金に関する事項

各区分に該当する団体に寄附金を支出した場合は税額控除を受けられます。

申告書に寄附した額を記入してください。

都道府県、市町村分（特例控除対象）	県共同募金、日赤県支部分・都道府県、市町村分（特例控除対象外）	条例指定分（県）	条例指定分（市）
特例控除対象の地方自治体への寄附、一部の義援金	特例控除対象以外の地方自治体への寄附、当該区分への寄附のうち一部の義援金以外	県内に事業所を有する団体への寄附金等	市内に事業所を有する団体への寄附金等

《控除額の計算方法》 (1) + (2) の合計額

- 基本控除額 (寄附金の額 - 2,000 円) × 10% 寄附金の額は、総所得金額等の合計額の 30%相当額が限度です。
- 特例控除額 (寄附金の額 - 2,000 円) × [90% - 所得税率 × 1.021 (復興特別所得税)]

※特例控除額は寄附先が都道府県、市区町村（ふるさと納税等）の場合のみ加算されます。住民税所得割額の 20%が限度です。

令和7年度税制改正概要

令和7年度税制改正において、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、給与所得控除の見直し、同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額に係る要件等の引上げ、大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設が行われました。

※この改正は令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度課税分の個人住民税・国民健康保険税に適用されます。

1 給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度の個人住民税から、給与収入金額が190万円以下の方の最低保証控除額が最大10万円引き上げられます。

【対象者】

給与収入金額が190万円以下の方

【控除額】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5千円以下		55万円
162万5千円超180万円以下	65万円	給与等の収入金額×40%－10万円
180万円超190万円以下		給与等の収入金額×30%+8万円
190万円超360万円以下		給与等の収入金額×20%+44万円
360万円超660万円以下		給与等の収入金額×10%+110万円
660万円超850万円以下		
850万円超		195万円（上限）

（注）給与の収入金額190万円以下の方のみの改正です。190万円を超える場合の給与所得控除額に改正はありません。

2 大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

従来より、納税義務者に19歳以上23歳未満である特定控除対象扶養親族がいる場合、扶養の所得要件（48万円以下）を満たしていれば、その納税義務者の前年の総所得金額等から所得税は63万円、住民税は45万円を控除することとされていましたが、令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度の個人住民税から、合計所得金額が58万円を超える19歳から23歳未満の親族がいる場合においても、納税義務者が受けられる控除額が当該親族の合計所得金額に応じて遞減（徐々に減少していく）していく仕組みで新たに設けられます。

【対象者】

以下のいずれにも該当する方と生計を一にする納税義務者

- 年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者及び青色事業専従者等を除く）
- 合計所得金額が58万円超123万円以下（給与収入のみの場合は123万円超188万円以下）
- 控除対象扶養親族に該当しない

【控除額】

特定親族の合計所得金額 (カッコ内の金額は、収入が給与だけの場合の収入金額)	納税義務者の特定親族特別控除額
58万円超85万円以下（123万円超150万円以下）	45万円
85万円超90万円以下（150万円超155万円以下）	45万円
90万円超95万円以下（155万円超160万円以下）	45万円
95万円超100万円以下（160万円超165万円以下）	41万円
100万円超105万円以下（165万円超170万円以下）	31万円
105万円超110万円以下（170万円超175万円以下）	21万円
110万円超115万円以下（175万円超180万円以下）	11万円
115万円超120万円以下（180万円超185万円以下）	6万円
120万円超123万円以下（185万円超188万円以下）	3万円

※いずれも判定の対象となる所得が給与所得のみの場合です。他所得がある方はこの限りではありません。

※給与収入金額は、源泉徴収税額、特別徴収税額、社会保険料などが差し引かれる前の額です。いわゆる手取り金額ではありません。

3 各種扶養親族等に係る所得要件の引き上げ

令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度の個人住民税から、各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件の額が10万円引き上げられます。

所得要件	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	58万円以下(123万円以下)	48万円以下(103万円以下)
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	58万円以下(123万円以下)	48万円以下(103万円以下)
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	58万円以下(123万円以下)	48万円以下(103万円以下)
勤労学生の合計所得金額等	85万円以下(150万円以下)	75万円以下(130万円以下)
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保証額	65万円	55万円

※給与収入金額は、源泉徴収税額、特別徴収税額、社会保険料などが差し引かれる前の額です。いわゆる手取り金額ではありません。

4 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充の延長

令和7年度から適用された税制改正において、子育て世帯等が認定住宅等の新築等をして令和6年中に入居した場合に住宅ローン控除の借入限度額を上乗せする措置が講じられましたが、この措置が令和7年中に入居した場合にも延長されました。

次のいずれかの条件に該当した場合に適用できます。

1. 19歳未満の扶養親族を有する世帯
2. 夫婦のいずれかが40歳未満の世帯

住宅の区分	改正後	改正前
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

また、新築住宅の床面積要件を40平方メートル以上に緩和する措置（合計所得金額1,000万円以下の年分に限る。）について、建築確認の期限が令和7年12月31日（改正前：令和6年12月31日）に延長されます。

（注）住宅ローン控除の適用条件等について詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください。

（注）住宅ローン控除の適用に関する手続きについては、水沢税務署へお問い合わせください。

市民税・県民税を電子で申告してみましょう

令和8年1月5日から、eLTAXの個人住民税電子申告システムから「マイナンバーカード」を利用した市民税・県民税の電子申告がスタートします。

マイナポータル、eLTAX、市のホームページなどから「eLTAX個人住民税電子申告システム」へアクセスすることで、スマホやパソコンから市民税・県民税に関する申請をすることができます。

電子申告をすることで、申告会場に出向くことも、申告書を手書きすることもなくなるためとても便利です。この機会に是非、電子申告をご利用ください。

1 申告までの流れ



2 電子申告に必要なもの

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> スマートフォン・パソコン等 | <input type="checkbox"/> マイナンバーカード |
| <input type="checkbox"/> 署名用電子証明書（英数字6～16文字） | <input type="checkbox"/> 利用者証明書電子証明書（数字4ヶタ） |
| <input type="checkbox"/> メールアドレス | <input type="checkbox"/> 添付書類（源泉徴収票、收支内訳書等） |



▲奥州市電子申告
関係ページ

「eLTAX個人住民税電子申告システム」は、奥州市を含めた地方公共団体が共同で運営する「地方税共同機構」が開発したもので、申告者の個人住民税の申告データをインターネット経由で安全・効率的に各自治体へ電子送信できるシステムです。

令和8年度（令和7年）分

申告相談日程表

入場整理券は各会場で8時30分から配布します

水沢・江刺会場へ 来場される方はご注意ください。

※水沢会場は2月13・16・17日と3月9～13日に
江刺会場は2月19日～3月6日に受付します。

※江刺会場は多目的ホールではなく、2階会議室で
開催します。

受付時間（全会場共通）：9：00～15：00

※江刺・衣川会場の最終日受付時間：9：00～12：00

●市内全地域対象

月日（曜日）	場 所		対象者
3月4日 水	江刺総合支所 2階 会議室		地区指定日に申告できなかった方
3月16日 月	奥州市役所本庁 3階 講堂		※混雑が予想されます

●水沢地域対象 会場：奥州市役所本庁 3階 講堂

月日（曜日）	地 区	行政 区 等
2月13日 金	羽田、黒石	羽田中央、田茂山、川前、森、東町、羽黒堂、芦ヶ沢、北鶴ノ木、外浦、黒田助、御山下、鶴ノ木、内堀、鶴城
2月16日 月	黒石、姉体	長根、下柳、二渡、正法寺、小黒石、高清水、西姉体、上姉体、上島、姉体中央、宿、上野、下姉体
2月17日 火	姉体、佐倉河	姉体南方、北姉体、栎の木、上幅、一本木、八幡、谷地、佐野、十文字、松堂

江刺地域会場での申告相談期間：2月19日(木)～3月6日(金)

3月9日 月	佐倉河、真城	宮田、仙人、川尻、上中野、下中野、大深沢、堤尻、秋成、須江、折館、真城が丘
3月10日 火	真城、常盤	折居町、要害、高根、花園町、北常盤、西常盤、原中第一～第五
3月11日 水	常盤、南	原中第六、跡呂井、安久戸、瀬台野西、瀬台野東、川端、大鐘町、南大鐘、龍ヶ馬場、桜屋敷南、桜屋敷、桜屋敷東
3月12日 木	南、水沢	宮下町、天文台通り、西上野町、福吉町、中上野町、東上野町、山崎町、福原、見分森、大橋、大手町西、大手町東、川原小路、上町、上町南、吉小路、新小路、日高、日高南
3月13日 金	水沢	大畠小路、袋町、南町、横町、中央通り、駅通り、青葉町、寺小路、春日町、三本木、大町、柳町、立町、勝手町、川口町、不斷町東、不斷町西、北下巾、石田西、石田北、石田南

●江刺地域対象 会場：江刺総合支所2階 会議室

月日(曜日)	地区	行政区等
2月19日	木 愛宕	愛宕3区～6区
2月20日	金 愛宕、岩谷堂	愛宕1区・2区、岩谷堂1区～7区
2月24日	火 岩谷堂	岩谷堂8区～12区
2月25日	水 岩谷堂、広瀬	岩谷堂13区～16区、広瀬1区～8区
2月26日	木 米里、梁川	米里1区～12区、梁川1区～4区
2月27日	金 梁川、玉里、伊手	梁川5区～7区、日館、玉里1区～7区、伊手8区・9区
3月2日	月 伊手、藤里	伊手1区～7区、藤里5区～8区
3月3日	火 藤里、田原	藤里1区～4区、田原4区～9区
3月5日	木 田原、稻瀬	田原1区～3区、稻瀬1区～5区
3月6日	金 稲瀬	稻瀬6区～9区 受付時間9：00～12：00

●胆沢地域対象 会場：胆沢総合支所2階 事務室

月日(曜日)	地区	行政区等
2月17日	火 若柳	若柳11～19区
2月18日	水 若柳、南都田	若柳3区～10区、南都田1区・2区
2月19日	木 南都田	南都田3区～5区、南都田9区・10区
2月20日	金 南都田、小山	南都田6区～8区、小山17区～20区
2月24日	火 小山	小山1区(上・中・下)～4区、小山15区・16区
2月25日	水 小山	小山5区～14区

●前沢地域対象 会場：前沢総合支所4階 401 大会議室

月日(曜日)	地区	行政区等
2月27日	金 古城	古城2区～5区
3月2日	月 古城、稲置、上野原	古城1区・6区、稲置1区～3区、上野原1区・2区
3月3日	火 白山、生母	白山1区～4区、生母1区
3月4日	水 生母	生母2区～9区
3月5日	木 生母、白鳥、前沢	生母10区、白鳥1区～6区、前沢1区～4区
3月6日	金 前沢	前沢5区～19区

●衣川地域対象 会場：衣川保健福祉センター 多目的ホール

月日(曜日)	地区	行政区等
3月10日	火 衣川	小安代、大森、懸田、石神、古戸、深沢、南股、日向
3月11日	水 衣川、南股、北股	岩の上、六道、白山堂、樺原、大原、畦畠、河内、噌味、大平、有浦
3月12日	木 北股、衣里	西窪、外の沢、天田、桑畠、寺向、張巾、富田、川西
3月13日	金 衣里	滝の沢、川東、池田、瀬原 受付時間9：00～12：00

お住いの地区の日程を確認のうえ、
ご来場いただきますようお願いし
ます。



申告に必要なもの（郵送するときに同封するもの）

◎申告書を提出するすべての人が必要なもの

		チェック欄
市民税・県民税（国民健康保険税）申告書		<input type="checkbox"/>
マイナンバーの確認と身元確認ができる書類（詳しくは本人確認添付書類を参照してください）		<input type="checkbox"/>

※税制改正により申告書の項目が増えているため、扶養、特定親族など項目が足りない場合は、扶養等記入別紙をお使いになり、ご記入をお願いします。扶養等記入別紙は本庁税務課または各総合支所にございます。

◎申告書を提出する人の収入や適用する控除ごとに必要なもの

（注）根拠が確認できない場合は、控除が認められないことがありますので注意してください。

項目等		添付又は提示すべき書類	チェック欄
収入に関する資料 (令和7年中に支払を受けたもの)	営業	①	・収支内訳書（収入・経費・所得を記入してください） ・報酬等の支払調書（外交員報酬などがある場合）
	農業	②	
	不動産	③	※そのほか、収入及び経費が分かる帳簿や領収書が必要です (申告書を郵送する場合は帳簿や領収書の添付は不要です)
	利子	④	収入金額が分かるもの
	配当	⑤	配当にかかる支払通知書や特定口座年間取引報告書
	給与	⑥	源泉徴収票(ない場合は給与明細などの収入金額が確認できるもの)
	雑	公的年金等 業務・その他	源泉徴収票 収入金額や経費が分かるもの
	総合譲渡	⑨～⑩	収入金額や経費が分かるもの
	一時	⑪	収入金額や経費が分かるもの
	社会保険料控除	⑭	支払った金額が分かる領収書、支払証明書など
控除に関する資料 (令和7年中に支払をしたもの)	小規模企業共済等掛金控除	⑮	支払った掛金額の証明書
	生命保険料控除	⑯	生命保険料控除証明書
	地震保険料控除	⑰	地震保険料控除証明書
	障害者控除	⑲⑳㉑㉒㉓	障害等級の分かる手帳又は障害者控除対象認定書
	勤労学生控除	㉐	学生証又は在学証明書
	配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除	㉑㉒㉓	被扶養者のマイナンバーがわかるもの ※郵送の場合は添付の必要はありません 被扶養者が日本国外に居住し30歳未満70歳以上である場合は、親族であることの証明書類、被扶養者へ生活費等を送金したことが確認できる証明書類が必要です。上記以外の年齢で日本国外居住者の場合はお問い合わせください
	雑損控除	㉕	・災害等に関連して支出した金額についての領収書など ・補填金がある場合は、補てん金額が分かるもの
医療費控除 (※1)	通常の医療費控除	㉖	・医療費控除明細書又は医療費通知 ・補填金がある場合は、補てん金額が分かるもの ・おむつ使用証明書等
	セルフメディケーション税制		申請者本人が健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行ったことを明らかにする書類（※2）及び医薬品購入費の明細書
寄附金税額控除		11 ページ	寄附金の領収書など

（※1）通常の医療費控除かセルフメディケーション税制のいずれか一方を選択して適用を受けることになります。

（※2）詳しくは厚生労働省ホームページに掲載の「一定の取組の証明方法について」参照してください。

《その他》

- 確定申告書の提出先は仙台国税局業務センター盛岡分室です。市の返信用封筒で確定申告書を郵送しないでください。
- 申告書の写しが必要な人は、あらかじめコピーを取ってから提出してください。なお、受付印を押印した申告書の控えが必要な人は、110円切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。
- 市民税・県民税と森林環境税が課税となる人は毎年6月中に、国民健康保険税が課税となる人は毎年7月中に納税通知書を送付します。給与から天引き（特別徴収）によって納付する人には、勤務先を通して通知します。なお、非課税の人には納税通知書を送付していません。

A I チャットボットをご使用ください

電話での相談と比べて気軽に質問したり問い合わせ内容を簡単に入手することができます。

A I チャットボット
に質問をどうぞ

